

令和4年第5回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

令和4年11月28日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第58号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例について
日程第5 議案第59号 本巢市職員の高齢者部分休業に関する条例について
日程第6 議案第60号 本巢市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第8 議案第62号 人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第9 議案第63号 財産の無償譲渡について（旧本巢市中野会館）
日程第10 議案第64号 市道路線の廃止及び認定について
日程第11 議案第65号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第8号）について
日程第12 議案第66号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第13 議案第67号 令和4年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第14 議案第68号 令和4年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第15 議案第69号 令和4年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第16 議案第70号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第9号）について
日程第17 議案第71号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第18 議案第72号 令和4年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第19 議案第73号 令和4年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第20 議案第74号 令和4年度本巢市下水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第21 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	高橋知子	2番	瀬川照司
3番	飯尾龍也	4番	片岡孝一
5番	高橋時男	6番	高橋勇樹
7番	今枝和子	8番	高田浩視
9番	河村志信	10番	堀部好秀
11番	鏝本規之	12番	黒田芳弘

13番 白井悦子

14番 道下和茂

16番 大西徳三郎

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤原 勉	副 市 長	大野 一彦
教 育 長	川治 秀輝	総 務 部 長	原 誠
企 画 部 長	高橋 誠	市民環境部長	村澤 勲
健康福祉部長	小椋 真二	産業建設部長	高木 孝人
林 政 部 長	高井 和之	上下水道部長	谷口 博文
教育委員会 事務局長	青山 英治	会計管理者	瀬川 清泰

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	内藤 睦雄	議 会 書 記	大久保 守康
議 会 書 記	山本 憲	議 会 書 記	後藤 謙治

開会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまから令和4年第5回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号3番 飯尾龍也君と4番 片岡孝一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの23日間とし、11月29日から12月7日、12月10日から12月19日までを休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど申し述べたとおりにすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大西徳三郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告いたします。

11月17日に都内の都道府県会館におきまして開催されました第159回地方財政委員会に出席しましたので報告いたします。

初めに、総務省自治税務局企画課長から令和5年度地方税制の課題等として、車体課税の概要や屋外分煙施設等の整備促進の内容の説明を受けた後、また次に、総務省自治税務局財政課長から地方財政の現状と課題として、地方交付税による財源保障・財源調整の状況や個別の施策の具体的な内容として、緊急自然災害防止対策事業や緊急浚渫推進事業等についての説明を受けました。この内容につきましては、議員に既に参考資料として配付させていただいております。その後、事務報告が行われ、要望書（案）、また要望活動、今後の会議・要望活動日程について協議し、原案のと

おり決定をいたしました。

また、委員会の要望活動として、後日、地方税財政対策に関する要望書及び東日本大震災に関する要望書を、それぞれ3名の地元選出の国会議員に提出をいたしました。

なお、今後の委員会の開催は1月31日に予定されており、全国市議会議長会第99回定期総会は6月14日に開催の予定であります。

この委員会に参加して、私が特に思ったのは、今まであまり入ってこなかった情報が、その議長会において情報が入ってきたということで、非常に意義のある委員会に参加しました。このことにつきまして、帰ってきてすぐに皆さんにコピーしてお渡ししまして、その結果、すぐに行動をしてくれるグループも出てきましたということで、そういう意味では大変意義のある会議に参加したということもありました。

そんなことで、議員各位におきましては既に配付済みですけど、中を十分に読んでいただきまして、今このような状況にあるとか、またこのようなことができるというようなことをまた参考にいただいた結果、そのような行動をしていただけるということで、大変僕としてはうれしく思っていますし、また期待をしております。

また、その会議におきましては、たまたま栃木県の下野市、これは友好都市を去年結んだところですけど、そこの議長とたまたま委員会が一緒でありましたので、そこでまた立ち話ではありましたが10分ほど会談ができて、そういう面では議長同士で友好が一層また深められたなど、そんなことを思って、大変いい会議に参加したなど、そんなことを思っています。

そんなことで余談が多いわけですけど、そういうことで会議に出席したということで報告いたします。

次に、市長より行政報告をお願いいたします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げたいと思います。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして御報告を申し上げます。

さきの令和4年第3回定例会におきまして御報告を申し上げて以降、これまでの波をはるかに上回る爆発的な勢いで感染が拡大した第7波は、オール岐阜体制で感染防止対策に取り組みました結果、8月下旬をピークに新規感染者は減少傾向となりました。9月に入り、病床使用率は5割を安定的に下回り、一般病棟における入退院や救急医療の制限もピーク時の半数以下の水準まで減少しましたことから、岐阜県は8月5日に発出しました岐阜県BA・5対策強化宣言を9月30日で解除いたしました。

しかしながら、第7波が終息し切らないうちに、10月の3連休や秋のイベントなど、人が集まる機会が増加したことに加え、気温低下により換気が不十分となったことなどから、10月中旬以降、新規感染者数が前週の同じ曜日を上回る日が続くなど、増加に転じております。この第7波のリバウンドを阻止するため、めり張りのあるマスクの着用や手指衛生、密の回避、小まめな換気、体調

不良時は行動ストップといった基本的な感染防止対策の徹底を市民の皆様にはホームページなどを通じてお願いをしてまいりました。

11月に入って以降も、変異株はほとんど見られないものの、岐阜県の新規感染者数は全国平均を上回る勢いで増加し、既に第8波と呼べる上昇傾向にあります。これから本格的な冬を迎えるに当たり、過去2年においても冬に感染が拡大していること、水際対策の緩和に加えて、年末年始を迎え、人の集まる機会が一段と増えること、新型コロナと季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されることなどから、このままの勢いが続けば、かつてない規模の感染拡大にもなりかねません。

このような事態を阻止するため、ワクチンの積極的な接種や、新型コロナ感染対策チェックリストによる基本的な感染防止対策の徹底を市民の皆様をお願いをしているところでございます。

このような中、市内の感染状況につきましては、8月には1,777人と、これまでに最多となり、9月には749人、10月には349人と減少傾向でしたが、第7波以降、10月11日の1日を除いて連日感染者が確認されており、11月には24日現在で563人と、再び増加傾向に転じております。

なお、これまでの市内感染者数の累計は5,788人となっております。

次に、ワクチン接種の状況でございます。

この秋から開始された12歳以上の国民を対象としたオミクロン株対応2価ワクチンによる追加接種でございますが、本市では10月7日以降、市内の個別医療機関におきまして、従来型の1価ワクチンからオミクロン株対応2価ワクチンに切り替えて実施しており、10月30日からは県の意向を受け、オミクロン株BA.1対応ワクチンからBA.5対応ワクチンへと切り替えて実施している状況下でございます。

また国では、この冬の感染拡大対策といたしまして、5歳以上の国民に対するオミクロン株対応2価ワクチンによる追加接種を決定するとともに、接種間隔も3か月に短縮し、国民の免疫力の底上げを図っており、本市におきましても、もとす医師会の協力の下、糸貫ぬくもりの里での集団接種を10月22日から12月17日までに30回、約2,200人分の予約枠を確保して追加接種を進めているところでございます。

また、5歳から11歳までの小児接種につきましては、市内4医療機関で実施しており、新たに対象となった生後6か月から4歳までの乳幼児接種につきましては、11月9日から市内1か所の医療機関ではありますが接種を開始しているところでございます。

なお、本市の全体的な接種状況でございますが、11月24日現在では、従来型の1価ワクチンで3回目を接種した方がオミクロン株対応ワクチンでの接種となる4回目接種者は2,545人、接種率20.2%、また5回目接種者は1,211人、接種率12.0%とオミクロン株対応ワクチンでの接種者が増えております。また、学校教職員、幼稚園職員、消防団員やごみ収集業者などのエッセンシャルワーカーの方々に、糸貫ぬくもりの里での集団接種を開始しており、今後もさらに5回目接種の勧奨を進め、国が示す12月末までに追加接種を完了することを目標に、今後も国・県との協議を行いながら、万全を期して追加接種の加速化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東海環状自動車道西回りルート of 整備状況につきまして御報告を申し上げます。

まず初めに、岐阜国道事務所の工事でございますが、（仮称）本巣パーキングエリア周辺の工事としましては、本線部並びにパーキングエリア部の盛土工事が継続して行われているとともに、盛土工事と併せて擁壁工や排水施設の工事などが進められております。引き続き、（仮称）本巣パーキングエリア周辺公園の工事と連携を図りながら工事を進めていく予定であるとお聞きしております。

続きまして、（仮称）糸貫インターチェンジ周辺の工事でございますが、盛土工事が終わりましたので、調整池も含めた排水施設や側道部の工事などが行われる予定であるとお聞きしております。

次に、中日本高速道路株式会社の工事でございますが、今年8月から10月にかけて、新たに1件の工事契約を行い、現在17件の工事が進行中でございます。下部工工事では、橋梁の橋脚、橋台、計201基のうち105基は既に完成しているとともに、船来山のトンネル工事でも、おおむね施工が完了しているところです。また、一部の上部工工事では架設も始まっているなど、各種工事が着々と進んでおります。残りの工事につきましても、準備が整い次第、順次工事発注をしていく予定であるとお聞きしております。

なお、今後発注が予定されている工事につきましては、公表されている工事のみとなりますが、岐阜国道事務所においては、工事の進捗次第ではあるものの、今年度での新規発注予定はありません。また、中日本高速道路株式会社の発注分としましては、設備工事で3件の工事発注を予定しているとお聞きしております。

いずれにいたしましても、早期にこの東海環状自動車道の整備が完了いたしますように、引き続き市としても地元調整や工事施行に係る関係部署との調整など事業推進に万全の協力体制を整えるとともに、東海環状自動車道の整備効果を十分に発揮できるようにインターチェンジへのアクセス道路の整備を県と共に進めるなど、新たな企業誘致や地域活性化に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、庁舎整備事業につきまして御報告を申し上げます。

本年9月に発注いたしました本巣市新庁舎建設工事につきましては、現地測量、現場事務所の設置が完了し、現在仮囲いの設置及び基礎工事に着手いたしました。予定する工程に遅れが出ないよう、適切な進捗管理を行い進めてまいります。

また、本年3月に発注いたしました本巣市庁舎敷地造成工事（北工区）、本巣市庁舎敷地造成工事（南工区）及び本巣市庁舎周辺道路整備工事は、それぞれ現在まで順調に進められているところでございます。

10月末現在の造成工事等の進捗状況でございますが、本巣市庁舎敷地造成工事（北工区）につきましては、構造物等の施工はおおむね完了しており、進捗率は89.2%でございます。

同じく、本巣市庁舎敷地造成工事（南工区）につきましては、調整池の整備はおおむね完了し、現在、敷地南側の擁壁工を施工しております、進捗率は66.3%となっております。

また、本巣市庁舎周辺道路整備工事につきましては、北側道路の拡幅工を進めており、進捗率は60.3%で、それぞれ当初予定しておりました工程より若干早く進捗しております。

このほか、今年度の発注を予定しております新庁舎外構工事の実施設計につきましては、外部トイレの追加により若干遅れておりますが、年内に実施設計を完了し、来年1月に入札公告を予定しております。2月に開札を行い、外構工事につきましては仮契約を締結いたしましたら、3月定例会におきまして工事請負契約の締結の御議決を賜りたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

次に、本巢市のPRイベント、本巢市マルシェの実施につきまして御報告を申し上げます。

首都圏に住む潜在的な移住希望者などに本巢市の魅力を発信し、関係人口の創出や移住者の増加を図るため、一昨年、令和2年10月12日に、都内に岐阜県の情報を発信するアンテナショップを運営する株式会社リトルクリエイティブセンターとシティプロモーション事業推進に関する連携協定を結びました。同社が東京・上野で運営する岐阜のアンテナショップ岐阜ホールにおいて、11月17日から同月23日まで本巢市マルシェを実施し、本市の魅力のPRを行いました。

初日の17日には、私も自らもとまとと共に現地でトップセールスを行い、本市のふるさと納税の返礼品の魅力をPRしてまいりました。ここでは鹿肉のジャーキーや、イチゴの濃姫でつくったジャムやグミなどが特に人気が高く、あっという間に売切れとなりました。また、都内では富有柿の人気も高いようで、その様子もSNSなどでも紹介されており、本市の魅力発信につながるイベントとなりました。

今後も様々なメディア、オンラインでの情報発信を活用しながら本市の魅力を効果的に発信し、本巢市に興味を持ってもらえる、いわゆる関係人口の創出や、移住者を増やしていけるよう、官民連携で取り組んでまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第58号から日程第7 議案第61号まで（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第4、議案第58号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例についてから日程第7、議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第58号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例についてでございます。

費用対効果や事務効率化等を勘案し、督促手数料を廃止するために関係条例を改正するため、こ

の条例を定めるものでございます。

次に、議案第59号 本巢市職員の高齢者部分休業に関する条例についてでございます。

地方公務員法の一部改正等による定年の引上げを踏まえ、地方公務員法第26条の3の規定により、職員の高齢者部分休業の導入に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第60号 本巢市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入することに伴い、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

以上、詳細につきまして、議案第58号は総務部長から、議案第59号から第61号は企画部長から、それぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第58号の補足説明を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、議案第58号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例について、補足説明をさせていただきます。

お手数でございますが、本巢市議会定例議案の概要の1ページを御覧いただきたいと思います。

初めに、制定の趣旨でございますが、市税等の債権を納期限までに納付しない者に対しましては、地方税法及び地方自治法により督促状を送付することが義務づけられております。督促手数料につきましては、市の条例を定めることにより徴収することができる任意規定となっております。本市では、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の5つの市税と後期高齢者医療保険について、督促手数料1通200円と定め、徴収しているところでございますが、分担金や使用料、手数料などの他の債権については徴収していないことや、令和5年4月から複数の金融機関における公金収納業務の効率化による納期限後の督促手数料及び延滞金の確認事務の廃止に伴い、納付者の利便性、費用対効果、事務効率化を勘案し、督促手数料の徴収を廃止するために、関係する条例を改正するものでございます。

次に、2の制定内容でございます。

第1条関係（本巢市税条例の一部改正）でございます。

第2条第4号中「督促手数料、延滞金」を「延滞金」に改め、督促手数料の額を定めた第21条を

削除するものでございます。

第2条関係（本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）でございます。

督促手数料の額を定めた現行第5条を削り、条ずれを整備するものでございます。

第3条関係（本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部改正）でございます。

第6条の見出しを「（延滞金）」に改め、同条中「及び督促手数料」を削除するものでございます。

第4条関係（本巢市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正）でございます。

第6条の見出しを「（延滞金）」に改め、同条中「及び督促手数料」を削除するものでございます。

3の適用関係でございますが、施行期日は令和5年4月1日からでございます。

ただし、令和4年度以前の会計年度に属する市税及び後期高齢者医療保険に係る督促手数料については、なお従前の例によることとさせていただきます。

以上、議案第58号の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第59号から議案第61号の補足説明を高橋企画部長に求めます。

高橋企画部長。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、議案第59号 本巢市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の7ページをお開き願えますでしょうか。

まず、1の制定の趣旨でございますが、地方公務員法の一部改正等による定年の引上げを踏まえ、加齢による諸事情への対応や退職後を見据えた地域貢献など、高齢期の職員の多様な働き方のニーズに応えるため、選択肢の一つとして地方公務員法第26条の3の規定に基づきまして、職員の高齢者部分休業制度を導入するものでございます。

2の制定の内容でございますが、(1)の第2条、高齢者部分休業につきましては、職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で高齢者部分休業を取得できる職員の年齢を60歳とするものでございます。

(2)の第3条の高齢者部分休業取得中の給与については、部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、1時間につき給与を減額することについての規定をするものでございます。

(3)の第4条、承認の取消または休業時間の短縮につきましては、休業をしている職員の業務を処理することが著しく困難となった場合は、本人の同意を得た上で、任命権者が休業の承認の取消または休業時間の短縮をすることができる旨を規定するものでございます。

(4)の第5条の休業時間の延長につきましては、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合は、公務の運営に支障がない範囲で延長を承認することができる旨を規定するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和5年4月1日からの施行としておるところでございます。

以上が59号の補足説明となります。

続きまして、議案第60号 本巢市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の8ページを、次のページを御覧いただけますでしょうか。

1の改正の趣旨でございますが、地方公務員法の一部改正を踏まえまして、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、暫定再任用制度及び定年前再任用短時間勤務制などの導入をするための所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、(1)の定年の段階的引上げにつきましては、表にございますように職員の定年を令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げるものでございます。

ただし、医療業務による医師及び歯科医師の定年は、従来どおりの70とさせていただいているところでございます。

(2)の管理監督職勤務上限年齢制の導入につきましては、定年引上げ後も組織の新陳代謝を確保し、組織の活力維持のため、管理監督職上限年齢制、いわゆる役職定年を導入するものでございます。

(3)の暫定再任用制度の導入につきましては、現行の再任用制度を廃止いたしまして、定年引上げ期間中も既存の再任用職員や、定年退職を経た職員を65歳まで継続雇用するための制度を導入するものでございます。

(4)の定年前再任用短時間勤務制の導入につきましては、60歳に到達した日以降、定年前に退職した職員を本人の希望により短時間勤務の職に再任用することができる定年前再任用短時間勤務制を導入するものでございますが、任期を当該職員の定年退職日までとするものでございます。

9ページを御覧願えますでしょうか。

(5)の情報の提供及び意思確認につきましては、職員が従来の定年に達する日の前年度に、定年に対する日以降の任用、給与、退職手当などに関する情報を提供するとともに、従来の定年退職日以降の勤務の意思確認に努めることを定めるものでございます。

3の施行期日につきましては、令和5年4月1日からの施行としておるところでございます。

以上、議案第60号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、19ページを御覧いただけますでしょうか。

議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

1の制定の趣旨でございますが、地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の定年引上げや、管理監督職勤務上限年齢制、暫定再任用制度及び定年前再任用短時間勤務制などの導入をすることに伴います関係条例を改正するものでございます。

2の制定の内容でございますが、まず第1条、本巢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、第10条にあります、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短

時間勤務職員」に改正する字句の追加でございます。

第2条の職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正につきましては、条例の第2条及び第10条に定年退職の特例として引き続き勤務している職員、特例任用を派遣の対象外職員として定めるものでございます。

第3条の本巢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴いまして、引用条項の規定の改正のほか、公表の方法を掲示からインターネットでの公表に変えるものでございます。

第4条、本巢市職員の降給に関する条例の一部改正につきましては、降給の種類に管理監督職勤務上限年齢制による管理監督職以外の職への転任に係る降給を加えるほか、降給の事由に係る規定を定めるものでございます。

第5条の職員の懲戒手続及び効果に関する条例の一部改正につきましては、定年の引上げにより、定年前、懲戒等の措置を受けていた場合に、60歳到達以降の最初の4月1日における給料の7割措置が給料の5分の1を超える場合には、当該額を減ずるものとして、減給の上限を定めるものでございます。

第6条でございますが、本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、引用条項など字句の追加を含む所要の改正を行うものでございます。

20ページをお開き願えますでしょうか。

第7条、本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、育児休業及び育児短時間勤務ができない職員に、特例任用により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を追加するもののほか、地方公務員法の一部改正に伴います引用条項の所要の改正を行うものでございます。

第8条、本巢市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、給料月額7割措置を導入するほか、管理監督職勤務上限年齢制により管理監督職以外の職への異動をされた職員であって、給料月額7割措置による減額後の特定日の給料月額が、異動日前の給料月額の100分の70に乘じて得た基礎給料月額に達しないこととなる場合には、当該期間の給料月額と特定日の給料月額との差額に対する額を給料として支給するものでございます。

第9条の本巢市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項など所要の改正を行うものでございます。

第10条の本巢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、こちらも地方公務員法の一部改正に伴いまして、引用条項などの所要の改正を行うものでございます。

第11条、本巢市職員の再任用に関する条例につきましては、今回の改正により、再任用に関する条例を廃止するものでございます。

施行日につきましては、令和5年4月1日からの施行としております。

以上、議案第59号から61号の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第58号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

議案第59号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鏑本議員。

○11番（鏑本規之君）

今、執行部のほうから説明をいただきました。

このことについては、第2条関係において、今提案されている内容についての変更はできるのか。国の定めによって定められたものであるとするなら変更ができないと思うんですが、これはできるのかできないのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

高橋企画部長。

○企画部長（高橋 誠君）

ただいまの議案第59号でよろしいでしょうか。2条関係の高齢者部分休業の承認というところでの制度の変更ということでもよろしいでしょうか。

これにつきましては、高齢者の部分休業を1週間当たりの通常勤務の2分の1を超えない範囲で行いまして、高齢者の部分休業を取得できる年齢を60歳とするものでございますので、こちらについてはこの現行どおりという形で規定を定めておるものでございまして、こちらについては変更等の作業という形ではございませんので、よろしくお願ひします。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

鏑本議員。

○11番（鏑本規之君）

それでは、また第3条、第4条、第5条においても、国の定めるところであって、当委員会、また議会の中で変更等はないのか否か、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

高橋企画部長。

○企画部長（高橋 誠君）

これにつきましても、こういった職員の高齢者の部分休業に関する条文を定めるものでございますので、これについても変更はないということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本議員。

○11番（鏑本規之君）

ということは、ここに定めてあることは国の定めであって、当委員会に変更等々はできないとするなら、もうこれ以上の質疑云々もできないと思っておりますので、委員会付託をする必要はないだろう、委員会で議論する必要もないだろうという思いがありましたのでお聞きしたわけでありませう。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議ありとの発言でありますので、起立によって採決をします。

この付託することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。お座りください。したがって、議案第59号は、総務企画委員会に付託することに決定をいたします。

議案第60号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鏑本議員。

○11番（鏑本規之君）

ただいま、この議案について執行部からる説明がありました、定年制度のことで。

この制度について、定年の段階的引上げということが書かれています。また、(2)として管理職ということも書かれております。(3)(4)ということも、(5)ということまでが書かれ、そのことに

についての説明がありました。

このことについても、これは国の定めであって、変更できるのか否かをお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

高橋企画部長。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

こちらの議案第60号でございますが、こちらの制度の改正におきましても、先ほどちょっと御説明をさせていただきましたが、国の制度に沿ってという形になっておりますので、こちらも制度をこの形のとおり改正させていただきたいということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本議員。

○11番（鏑本規之君）

これも国の定めで、人事院勧告と同じような形で、市が条例をどうこうということが変更もできないということであれば、このままで即時に採決をしてもらってもいいかという思いをしておるわけであります。そのために改めてこの場で聞いたわけでありますので、議長においてはよろしくお願いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議がありますので、起立により採決します。

議案第60号については、総務企画委員会に付託することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。お座りください。したがって、議案第60号は、総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

議案第61号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鏑本議員。

○11番（鏑本規之君）

この件についても同じようなことであります。

先ほどの説明を受けました。

この第1条関係から第2条関係、3条関係、4条関係、5条関係、6条関係、7条、8条、9条、10条、11条と、るる説明を受けたわけであります。

これも人事院勧告と同じように、国の定めであって、決定事項のようなものであるかというふう
に解釈をするわけでありますけれども、そのように解釈していいのかお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

企画部長。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、議案第61号でございますが、この内容につきましても、1条、2条、それから4条、
5条、6条、7条、8条、9条、10条、11条までは国の勧告です。

ただ、1点ですが、3条関係でございますが、これは人事に関する公表、今回の条例に併せて改
正をさせていただくんですが、地方自治法の改正もございましたが、公表の方法を従来掲示板とい
うものにしておったものを、インターネット等に変えさせていただくという部分においては、市の
決定でやらせていただくということになっておりますので、この部分についてのみ、若干国の改正
との整合性は少し違う部分がございます。以上でございます。

○11番（鏑本規之君）

了解しました。

○議長（大西徳三郎君）

それでは、ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号については、総務企画委員会に付託したいと思いま
すが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしです。したがって、議案第61号は、総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

日程第8 議案第62号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第8、議案第62号 人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたし
ます。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第62号 人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

令和4年8月の人事院勧告に伴い、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては企画部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第62号の補足説明を高橋企画部長に求めます。

高橋部長。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、議案第62号 人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきますと思います。

恐れ入りますが、議案の概要の44ページでございますが、お聞き願えますでしょうか。

まず、1の制定の趣旨でございますが、先ほど市長も申されましたように、国家公務員法の給与の引上げ等を求めた令和4年8月の人事院勧告に伴いまして、関係条例を整備するものでございます。

2の制定の内容でございますが、まず第1条、本巣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、第9条及び9条第2項の特定任期付職員の期末手当、12月期の支給割合を100分の162.5から100分の167.5に引き上げるもので、この引上げにより、年間の支給割合を現行の3.25月から3.30月、0.05月を引き上げるものでございます。

なお、この1条の条例の適用につきましては、公布の日から施行させていただきます、令和4年4月1日から適用するものでございます。

次に、第2条の本巣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、第9条第2項の特定任期付職員の期末手当について、来年度以降6月期及び12月期の支給割合が均等になるように配分するものでございまして、年間の支給割合の変更はございません。

なお、この第2条の適用につきましては、令和5年4月1日から施行とするものでございます。

次に、第3条、本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきましては、第5条第2項の議会議員の期末手当の12月期の支給割合を100分の212.5から100分の222.5に引き上げるもので、この引上げにより、年間の支給割合を現行の4.25月から4.35月、0.1月を引き上げるものでございます。

なお、この第3条の条例でございますが、適用につきましては次ページになりますが、45ページになりますが、公布の日から施行させていただきます、令和4年4月1日から適用とするというものでございます。

続きまして第4条でございますが、同じく本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきましては、第5条第2項の議会議員の期末手当につきまして、来年度

以降ですが6月期及び12月期の支給割合を均等になるよう配分するものでございまして、年間の支給割合等の変更はございません。

なお、この4条の適用につきましては、令和5年4月1日から適用とするものでございます。

次に第5条、本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、第5条第2項の常勤の特別職の期末手当の12月期の支給割合を100分の212.5から100分の222.5に引き上げるもので、この引上げにより、年間の支給割合を現行の4.25月から4.35月、0.1月を引き上げるものでございます。

なお、この第5条の適用につきましては、公布の日から施行させていただきまして、令和4年4月1日から適用させていただくものでございます。

第6条につきましては、同じく本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、第5条第2項の常勤の特別職職員の期末手当について、来年度以降でございますが6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう配分するもので、年間の支給割合の変更はございません。

なお、この6条でございますが、適用につきましては令和5年4月1日からの施行とするものでございます。

第7条、本巢市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、第29条第2項第1号の一般職の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の95.0月から100分の105.0月（特定管理職の勤務手当にあっては100分の115.0から100分の125）に引き上げるもので、次の46ページに一覧表が載せてありますので、よろしくお願ひします。

続きまして、30ページの中段、第1表において、月例給の官民格差を解消するために、一般職試験（大卒）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒）に係る初任給を4,000円引き上げ、おおむね30代半ばまでの職員が在籍する号給について、200円から4,000円の範囲で引き上げるものでございます。

続きまして、第29条の第2項第2号（再任用職員の勤勉手当）についてでございますが、12月期の支給割合を100分の45から100分の50に（特定管理職にあっては100分の55から100分の60）に引き上げるもので、なお、この第7条でございますが、適用につきましては公布の日から施行させていただきまして、適用につきましては令和4年4月1日から適用させていただくものでございます。

次に、47ページを御覧いただけますでしょうか。

第8条、職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、第29条第2項第1号の一般職の勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう配分するもので、年間の支給割合の変更はございません。

続きまして、中段の第29条の第2項第2号の再任用職員の勤勉手当につきましても、一覧表にございますが、年間の支給割合については変更はございません。

なお、この第8条の適用につきましては、令和5年4月1日からの施行とするものでございます。

続きまして、第9条、本巢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、別表第1及び第2の会計年度任用職員の行政職及び医療職の給料表について、本巢市

職員の給与に関する条例の規定に倣いまして、所要の改正を行うものでございます。

なお、この第9条の適用につきましては、令和5年4月1日の施行とするものでございます。

以上、議案第62号の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第62号 人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第63号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第9、議案第63号 財産の無償譲渡について（旧本巢市中野会館）を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第63号 財産の無償譲渡について（旧本巢市中野会館）でございます。

市が所有し、自治会が管理する施設及びその用地について、当該地区地縁団体に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては総務部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第63号の補足説明を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、議案第63号 財産の無償譲渡について（旧本巢市中野会館）につきまして、補足説明をさせていただきます。

本巢市議会定例会議案の概要の79ページをお開きください。

今回、無償譲渡をしよういたします旧本巢市中野会館は、市民の文化的、経済的生活の向上並びに社会福祉の増進を図り、健全な市民生活の育成を目的とし、昭和37年に建設され、昭和38年4月以降、地域住民の福祉施設として利用されてきましたが、会館の老朽化に伴い、建設後50年を経過した平成26年3月、新たな会館を近接する中野公園敷地内に建設し、その機能を移転いたしました。この機能移転によりまして、旧本巢市中野会館の土地・建物は、令和4年8月、行政財産としての用途を廃止したものでございます。

本市といたしましては、これまでに地元自治会が管理している地区公民館などにつきましては、地方自治法第260条の2第1項の規定により、認可を受けた地縁団体へ無償譲渡を進めてきたところでございます。中野自治会への譲渡につきましては、用途を廃止した旧中野会館は、機能移転後も自治会活動の一拠点として、引き続き中野自治会が活用するとともに施設の管理を行っており、地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体といたしまして令和3年9月7日に認可を受けた中野自治会より、本年9月6日、当該財産の譲与申請が提出されたため、議会の議決を経て地縁団体へ無償譲渡するものでございます。

本巢市議会定例会議案の55ページをお開きください。

無償譲渡をいたします財産につきまして御説明をさせていただきます。

無償譲渡する建物でございますが、建物種類が集会所、所在につきましては本巢市七五三字花の木1546番地でございます。構造につきましては木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建て、延べ床面積につきましては183.01平方メートルでございます。

無償譲渡する土地でございますが、所在につきましては本巢市七五三字花の木1546番地でございます。地目につきましては宅地、地積につきましては426.00平方メートルでございます。

無償譲渡の相手方でございますが、本巢市七五三1574番地、団体名につきましては中野自治会、代表者 川嶋孝廣氏でございます。

無償譲渡の条件でございますが、地域住民の交流拠点として使用することを条件としております。

なお、無償譲渡いたします施設の位置及び状況等につきましては、議案の概要の80ページから81ページまでのとおりでございますので、併せて御覧いただければと存じます。

以上、議案第63号の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員起立です。お座りください。したがって、議案第63号 財産の無償譲渡については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第64号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第10、議案第64号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第64号 市道路線の廃止及び認定についてでございます。

東海環状自動車道整備事業に伴う市道路線の廃止及び民間開発による道路を市道路線に認定したいので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては産業建設部長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第64号の補足説明を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、議案第64号 市道路線の廃止及び認定について、補足説明をいたします。

議案の概要の83ページの廃止・認定する路線説明を御覧ください。

廃止番号1の市道真正1153号線は、政田字溝口地内において、東海環状自動車道整備事業に伴い、既存の市道が建設用地となることから、85ページを御覧ください。廃止する路線のとおり、現況の路線を廃止するものでございます。

次に、議案の概要の83ページにお戻りください。

認定番号1の市道真正1230号線及び認定番号2の市道真正3425号線は、民間開発により整備された路線になります。

認定する路線の87ページを御覧ください。認定1の市道真正1230号線は、温井字川原田の地内の12戸の専用住宅分譲に伴い、市土地開発事業の調整に関する規則による土地開発事業によって整備された道路で、建築基準法の規定により道路の位置の指定を受けており、認定する路線図のとおり認定をお願いするものでございます。

認定する路線の88ページを御覧ください。認定路線2の市道真正3425号線は、上真桑字前清水地内の8戸の専用住宅分譲に伴い、市土地開発事業の調整に関する規則による土地開発事業によって整備された道路で、建築基準法の規定により道路の位置の指定を受けており、認定する路線図のとおり認定をお願いするものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

1時間経過しておりますので、ここで暫時休憩いたします。この時計で25分まで休憩をいたします。

午前11時17分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

日程第11 議案第65号から日程第15 議案第69号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第11、議案第65号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第8号）についてから日程第15、議案第69号 令和4年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第65号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,000万円を追加するものでございます。

歳入といたしましては、財政調整基金繰入金の増額でございます。

また、歳出といたしましては、給与改定等に伴う給与費の増額、並びに国民健康保険特別会計（施設勘定）繰出金の減額でございます。

次に、議案第66号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

事業勘定につきましては、給与改定に伴う給与費の増額及びそれに伴う予備費の減額でございます。歳入歳出総額の増減はございません。

施設勘定につきましては、歳入歳出予算の総額の総額から、歳入歳出それぞれ100万円を減額するものでございます。

歳入といたしましては、給与改定に伴う一般会計繰入金の減額でございます。

また、歳出といたしましては、給与改定に伴う給与費及び予備費の減額でございます。

次に、議案第67号 令和4年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

内容といたしましては、給与改定等に伴う給与費の減額及びそれに伴う予備費の増額でございます。歳入歳出総額の増減はございません。

次に、議案第68号 令和4年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

内容といたしましては、給与改定等に伴う給料等及び予備費の増額、並びに手当の減額でございます。歳入歳出総額の増減はございません。

次に、議案第69号 令和4年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

内容といたしましては、給与改定等に伴う給料等の増額、並びに手当及び予備費の減額でございます。歳入歳出総額の増減はございません。

以上、詳細につきましては、議案第65号は副市長から、議案第66号は市民環境部長から、また議案第67号から第69号は上下水道部長から、それぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第65号の補足説明を大野副市長に求めます。

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、議案第65号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第8号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案のつづりの58ページの次のページでございます一般会計補正予算書（第8号）の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、総額を231億455万9,000円とするものでございます。

次に、7ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、上段の繰入金、基金繰入金の1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため2,000万円の増額をお願いするものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

歳出でございますが、本年8月の人事院勧告に伴う本市の人件費といたしまして、初任給及び若年層の給料月額の上上げ、並びに期末勤勉手当の支給月数の上上げに係る議会費をはじめ、各費目における一般職員の給料、期末勤勉手当、時間外勤務手当、職員共済組合負担金及び職員退職手当組合負担金に加えまして、議会議員及び特別職に係る期末手当の増額をお願いするものでございます。加えて、各費目中にございます扶養手当、住居手当、通勤手当及び児童手当の増額につきましては、本年6月の補正予算以降変更となりましたそれぞれの手当の必要額でございます。

今回の人事院勧告に伴う補正額の合計は1,910万2,000円で、扶養手当、住居手当、通勤手当及び児童手当の増額分は合計55万7,000円でございます、合わせて1,965万9,000円でございます。

10ページをお開き願います。

中段の衛生費、保健衛生費の8目診療所費100万円の減額につきましては、国民健康保険特別会計（施設勘定）でございますが、における人件費の減額に伴う繰出金の減額でございます。

次に、14ページをお開き願います。

予備費134万1,000円につきましては、調整により増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第66号の補足説明を村澤市民環境部長に求めます。

村澤部長。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、議案第66号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

補正予算書につきましては、議案のつづりの一般会計補正予算書（第8号）の次でございます。

それでは1ページを御覧ください。

第1条でございますが、事業勘定の歳入歳出予算の総額を増減なしとし、予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,465万2,000円、施設勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,500万円とするものでございます。

それでは、詳細につきましては事項別明細書にて御説明をさせていただきますので、4ページをお願いいたします。

初めに、事業勘定でございます。

歳入の補正はなく、歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費8万6,000円につきましては、今年度の人事院勧告により給料、職員手当及び共済費について増額するものでございます。

7款1項1目の予備費につきましては、財源調整により8万6,000円を減額させていただくものでございます。

続きまして、施設勘定でございます。

12ページを御覧願います。

初めに歳入でございますが、5款1項1目の一般会計繰入金につきましては、人件費の増減によるものでございます。

次に歳出でございますが、13ページを御覧願います。

1款1項1目の一般管理費につきましては、昨年度の人事院勧告に伴う期末手当の減額及び今年度の人事院勧告に伴う職員手当等、共済費の増額等を差引きし、93万6,000円を減額するものでございます。

4款1項1目の予備費につきましては、財源調整により6万4,000円を減額させていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

それでは、議案第67号から議案第69号までの補足説明を谷口上下水道部長に求めます。

谷口部長。

○上下水道部長（谷口博文君）

それでは、議案第67号 令和4年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、昨年度の人事院勧告に伴う期末手当の減額及び給与改定に伴う給料、職員手当等、共済費の補正でございます。

歳入歳出予算の総額は増減なしで、変更ございません。

4ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費7万円の減額につきましては、昨年度の人事院勧

告に伴う期末手当の減額及び給与改定に伴うもので、2節給料で9万6,000円の減額、3節職員手当等で1万円の減額、4節共済費で3万6,000円の増額でございます。

3款1項1目予備費、補正額7万円の増額につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明でございます。

次に、議案第68号 令和4年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、昨年度の人事院勧告に伴う期末手当の減額及び給与改定に伴う職員の人件費の補正でございます。

第2条の収益的支出の総額につきましては変更ございません。

2ページをお開き願います。

支出でございますが、1款1項5目総係費27万4,000円の減額につきましては、先ほど御説明させていただきましたが、昨年度の人事院勧告に伴う期末手当の減額及び給与改定に伴う給料、手当、法定福利費の補正でございます。

4項1目予備費27万4,000円につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明でございます。

続きまして、議案第69号 令和4年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、昨年度の人事院勧告に伴う期末手当の減額及び給与改定に伴う職員の人件費の補正でございます。

第2条の収益的支出の総額につきましては変更ございません。

2ページをお開き願います。

支出でございますが、1款1項3目総係費2万2,000円につきましては、先ほど御説明させていただきましたが、昨年度の人事院勧告に伴う期末手当の減額及び給与改定に伴う給料、手当、法定福利費の補正でございます。

4項1目予備費2万2,000円の減額につきましては、財源調整によるものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第65号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号については、委員会付託を省略したい

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第65号 令和4年度本巢市一般会計補正予算(第8号)については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第66号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第66号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これより、議案第67号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第67号 令和4年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これより、議案第68号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第68号 令和4年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これより、議案第69号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第69号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第69号 令和4年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16 議案第70号から日程第20 議案第74号まで（上程・説明・委員会付託省略）

○議長（大西徳三郎君）

日程第16、議案第70号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第9号）についてから日程第20、議案第74号 令和4年度本巢市下水道事業会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第70号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,168万円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、もとす広域連合介護保険負担金精算金及びぎふ農業経営者育成発展支援金等の新規計上、並びに子どものための教育・保育給付費負担金、財政調整基金繰入金、防災基盤整備事業債及び緊急防災・減災事業債等の増額でございます。

歳出の主なものといたしましては、ぎふ農業経営者育成発展支援事業費補助金及び新型コロナウ

ウイルス感染症拡大防止協力事業費負担金の新規計上、会計年度任用職員に係る報酬単価改正に伴う報酬、燃料費高騰に伴う燃料費、光熱水費及び指定管理料、広域入所利用者の増加に伴う保育実施委託料、農業集落排水事業特別会計繰出金、水道事業会計補助金、下水道事業会計補助金及び岐阜市消防関係機器等の更新に伴う消防事務委託金等の増額、並びにもとす広域連合介護保険負担金、国民健康保険特別会計（施設勘定）繰出金の減額でございます。

次に、議案第71号 令和4年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

施設勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ257万9,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種協力金等の新規計上、新型コロナウイルスワクチン接種に係る診療収入及び前年度繰越金の増額、並びに診療収入等の増加に伴う一般会計繰入金の減額でございます。

歳出といたしましては、会計年度任用職員に係る報酬単価改正に伴う報酬、燃料費高騰に伴う光熱費、中間納付に伴う消費税及び予備費の増額でございます。

次に、議案第72号 令和4年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,504万3,000円を追加するものでございます。

歳入といたしましては、一般会計繰入金及び前年度繰越金を増額するものでございます。

また、歳出といたしましては、燃料費高騰に伴う光熱水費及び利率見直し方式で借り入れた市債の利率見直しに伴う償還元金の増額並びに償還利子の減額でございます。

次に、議案第73号 令和4年度本巣市水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

収益的収入、収益的支出につきまして、それぞれ1,644万5,000円を追加するものでございます。

収益的収入といたしましては、一般会計補助金の増額でございます。

収益的支出といたしましては、燃料費高騰に伴う動力費及び利率見直し方式で借り入れた企業債の利率見直しに伴う支払利息の増額でございます。

また、資本的支出につきましては、911万7,000円を増額するもので、利率見直し方式で借り入れた企業債の利率見直しに伴う企業債償還金の増額でございます。

次に、議案第74号 令和4年度本巣市下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

収益的収入、収益的支出につきまして、それぞれ405万8,000円を追加するものでございます。

収益的収入といたしましては、他会計補助金の増額でございます。

収益的支出といたしましては、燃料費高騰に伴う光熱水費の増額及び利率見直し方式で借り入れた企業債の利率見直しに伴う支払利息の減額でございます。

また、資本的収入、資本的支出につきまして、それぞれ8万4,000円を追加するものでございます。

資本的収入といたしましては、他会計補助金の増額でございます。

資本的支出といたしましては、利率見直し方式で借り入れた企業債の利率見直しに伴う建設企業

債元金償還金の増額でございます。

以上、詳細につきまして、議案第70号は副市長から、議案第71号は市民環境部長から、また議案第72号から第74号は上下水道部長から、それぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第70号の補足説明を大野副市長に求めます。

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、議案第70号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第9号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案のつづりの別冊としてとじてございます一般会計補正予算書（第9号）を御覧いただきたいと思います。

その1ページでございますが、第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,168万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ231億9,623万9,000円とするものでございます。

次に、5ページをお開き願います。

第2表といたしまして、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

追加をお願いする事項といたしまして、令和5年度の保育士等派遣事業でございます。

保育士や幼稚園教諭につきましては、その人材確保に努めているところでございますが、正規職員や会計年度任用職員としての雇用が大変困難な状況が続いておりますことから、人材派遣業者との派遣委託契約により、早期に新年度の保育士等を確保することを目的といたしまして、本年12月以降に派遣契約を締結するため、限度額3,900万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、6ページを御覧願います。

第3表といたしまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

消防債につきまして、岐阜市消防本部における空調設備熱源機器の更新に係る防災基盤整備事業債60万円と、同じく岐阜市消防本部における消防救急デジタル無線中継局非常用発電機の更新に係る緊急防災減災事業債50万円の合わせて110万円の増額をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、今度は議案の概要のほうを御覧いただきたいと思います。議案の概要の一番最後のホチキス留めでございます。ホチキス留めの一番最初のページが一般会計補正予算（第9号）の概要でございます。

主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず歳入でございますが、一番上の国庫負担金86万9,000円につきましては、広域入所利用園児数の増に伴い増額となる保育実施委託料に対する国庫負担金の増額でございます。負担率は2分の1でございます。

4段目の県負担金43万4,000円につきましては、国庫負担金と同様の県の負担金でございまして、こちらは4分の1の負担率となります。

その下の県補助金41万7,000円につきましては、地域就農支援協議会等が実施する長期研修を受けられた新規就農者に対する県補助金で、補助率は10分の10でございまして、

その下の繰入金6,000万円につきましては、財源調整による財政調整基金繰入金でございまして、

その下の諸収入の一番上のもとす広域連合介護保険負担金精算金2,873万2,000円につきましては、過年度分の負担金の精算金でございまして、

一番下の市債につきましては、先ほど地方債の補正のところで御説明申し上げました防災基盤整備事業債60万円と緊急防災・減災事業債50万円でございます。

2ページをお開き願います。

ここからは歳出でございますが、各項目の説明欄に記載のあります報酬、燃料費、光熱水費及び指定管理料につきましては、それぞれ同一の要因による増額をお願いするものでございまして、まず報酬につきましては、国の最低賃金が10月から見直しされたことに伴う報酬単価の改正による会計年度任用職員に係る報酬の増額でございます。

燃料費及び光熱水費につきましては、昨今の原油価格の高騰による燃料代や電気代が高騰していることに伴うそれぞれの施設に係る増額をお願いするものでございます。

指定管理料につきましても、燃料代や電気代の高騰に伴うそれぞれの指定管理施設に係る増額でございます。

それでは、それ以外の項目でございますが、民生費の3段目の老人福祉費のもとす広域連合介護保険負担金611万円の減額につきましては、今年度における事業費の減に伴う負担金の減額でございます。

一番下の児童福祉総務費の保育実施委託料173万9,000円につきましては、歳入で御説明を申し上げました広域入所利用園児数の増に伴う増額でございます。

3ページを御覧願います。

衛生費の上から4段目の診療所費1,900万円の減額につきましては、国民健康保険特別会計（施設勘定）における、主に診療収入及び前年度繰越金の増に伴う繰出金の減額でございます。

その下の下水処理費及び上水道費につきましては、燃料代や電気代の高騰に伴うそれぞれの施設に係る農業集落排水事業特別会計繰出金834万円と、水道事業会計補助金1,644万5,000円の増額でございます。

その下の農林水産業費の一番上の農業振興費41万7,000円につきましては、歳入で御説明を申し上げました地域就農支援協議会等が実施する長期研修を受けられた新規就農者に対するぎふ農業経営者育成発展支援事業費補助金でございます。

その下の商工費の商工振興費1,399万6,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今年1月から3月に岐阜県の営業時間短縮要請に協力した事業者に対し支給された岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の一部を負担する負担金でございまして、本市の負

担率は5%でございます。

その下の土木費の下水道費414万2,000円につきましては、燃料代や電気代の高騰に伴う下水処理施設に係る下水道事業会計補助金の増額でございます。

4ページを御覧願います。

消防費の常備消防費142万円につきましては、地方債の補正のところで御説明を申し上げました岐阜市消防本部における空調設備熱源機器の更新及び消防救急デジタル無線中継局非常用発電機の更新に係る消防事務委託金の増額でございます。

5ページを御覧願います。

一番下の予備費につきましては、財源調整により15万4,000円を増額させていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

12時を過ぎておりますけど、このまま会議を続けます。

議案第71号の補足説明を村澤市民環境部長に求めます。

村澤部長。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、議案第71号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

補正予算書につきましては、議案のつづりの一般会計補正予算書（第9号）の次でございます。

それでは1ページを御覧ください。

第1条でございますが、補正額につきましては、施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ257万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,757万9,000円とするものでございます。

それでは、詳細につきましては事項別明細書にて説明をさせていただきますので、6ページをお願いいたします。

初めに歳入ですが、1款2項1目の検診収入810万9,000円の増額につきましては、診療所及び集団接種会場での新型コロナウイルスワクチン接種に係るものでございます。

次の5款1項1目の一般会計繰入金1,900万円の減額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種による検診収入や、前年度繰越金の増額によるものでございます。

次の6款1項1目の繰越金1,003万8,000円の増額につきましては、令和3年度からの繰越金の確定によるものでございます。

次の7款1項1目の雑入343万2,000円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種を診療時間外や休日に実施したことによる医療機関への協力金等でございます。

次に、歳出でございます。

7ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目の一般管理費216万5,000円の増額のうち、1 節の報酬につきましては、最低賃金上昇に係る報酬の引上げによるものでございます。

次の10節需用費につきましては、原油価格の高騰により電気料単価の上昇によるものでございます。

次の26節公課費についてでございますが、令和4年度分の消費税につきましては、本来翌年度の9月までに申告し、その後に納付することとなりますが、消費税の年額が一定額を超える場合は中間納付の必要があると税務署から御指導いただきましたので、計上させていただくものでございます。

最後になりますが、予備費の41万4,000円の増額につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第72号から議案第74号の補足説明を谷口上下水道部長に求めます。

谷口部長。

○上下水道部長（谷口博文君）

それでは、議案第72号 令和4年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,504万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,074万3,000円とするものでございます。

6ページをお開き願います。

歳入でございますが、4款1項1目一般会計繰入金834万円につきましては、燃料費高騰に伴い、各処理施設の光熱費に不足が生じたため、増額をお願いするものでございます。

5款1項1目繰越金670万3,000円につきましては、令和3年度決算額の確定に伴う増額でございます。

7ページから8ページにかけて御覧ください。

歳出でございますが、1款1項2目下福島地区処理施設管理費から、1款1項12目金原・鍋原地区処理施設管理費までの計1,506万7,000円につきましては、燃料費高騰に伴う各処理施設の光熱水費の増額でございます。

2款1項公債費、1目元金2万円の増額、2目利子4万4,000円の減額につきましては、利率見直し方式で借り入れました市債の利率見直しに伴い補正するものでございます。

以上、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明でございます。

次に、議案第73号 令和4年度本巣市水道事業会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条の収益的収入及び支出につきましては、予算の総額にそれぞれ1,644万5,000円を追加し、収益的収入につきましては8億8,692万9,000円、収益的支出につきましては8億6,192万9,000円とするものでございます。

第3条、資本的支出につきましては、予算の総額に911万7,000円を追加し、8億6,349万5,000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出でございますが、収入の1款2項2目他会計補助金1,644万5,000円につきましては、燃料費の高騰により施設の動力費の予算が不足するため増額をお願いするものでございます。

次に支出でございますが、1款1項2目配水及び給水費1,632万3,000円につきましては、燃料費の高騰に伴う施設の動力費の増額でございます。

2項1目支払利息12万2,000円につきましては、利率見直し方式で借り入れました企業債の利率見直しに伴うものでございます。

続きまして、資本的支出でございますが、1款2項1目企業債償還金911万7,000円につきましては、利率見直し方式で借り入れました企業債の利率見直しに伴うものでございます。

なお、資本的支出の財源につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填する予定でございます。

以上、水道事業会計補正予算（第3号）の補足説明でございます。

続きまして、議案第74号 令和4年度本巢市下水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条の収益的収入及び支出につきましては、予算の総額にそれぞれ405万8,000円を追加し、収益的収入及び収益的支出の総額をそれぞれ3億7,505万8,000円とするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出につきましては、予算の総額にそれぞれ8万4,000円を追加し、資本的収入につきましては1億5,687万4,000円、資本的支出につきましては1億6,977万円とするものでございます。

2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出でございますが、収入の1款2項1目他会計補助金405万8,000円につきましては、燃料費の高騰により、施設の光熱水費の予算が不足するため増額をお願いするものでございます。

次に支出でございますが、1款1項2目処理場維持管理費424万1,000円につきましては、燃料費高騰に伴う処理施設の光熱水費の増額でございます。

2項1目支払利息18万3,000円の減額につきましては、利率見直し方式で借入れた企業債の利率見直しに伴うものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出でございますが、収入の1款2項1目他会計補助金8万4,000

円、支出の1款2項1目建設企業債元金償還金8万4,000円につきましては、利率見直し方式で借入れしました企業債の利率見直しに伴うものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第70号を議題といたします。

お諮りします。議案第70号については、委員会付託を省略し、総務企画委員会の所管に属する予算については総務企画委員会、文教福祉委員会の所管に属する予算については文教福祉委員会、産業建設委員会の所管に属する予算については産業建設委員会、以上のとおり所管の委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、委員会付託を省略し、それぞれ所管する委員会において協議することに決定いたしました。

議案第71号を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第71号については、委員会付託を省略し、文教福祉委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、委員会付託を省略し、文教福祉委員会において協議することに決定いたしました。

議案第72号を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第72号については、委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議することに決定いたしました。

議案第73号を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第73号については、委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議することに決定いたしました。

議案第74号を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第74号については、委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、委員会付託を省略し、産業建設委員会におい

て協議することに決定いたしました。

日程第21 議員派遣について

○議長（大西徳三郎君）

日程第21、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

12月8日木曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午後0時16分 散会